

入札参加資格変更手続きの

よくある質問

Q : 変更届の提出方法は、持参ですか？郵送ですか？

A : 原則、郵送でお願いします。

Q : 工事請負で経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書）を更新しましたが、提出が必要ですか？

A : 不要です。

入札参加資格申請受付時の通知書で格付等級を決定し、資格有効期限まで固定するため、提出は必要ありません。

Q : 「工事請負と物品供給等」、「測量等業務と物品供給等」のように、複数業種の入札参加資格を有していますが、共通する事項（例：代表者）を変更する場合、各々で変更届を提出しなければならないのですか？

その場合、添付書類も各々必要ですか？

また、原本が必要な印鑑証明書は、各々原本を提出しなければならないのですか？

A : 各々で入札参加資格を審査しているため、各々で提出が必要です。

また、印鑑証明書は、コピーでも可です。

Q : 種目の追加・変更はできますか？

A : 変更はできませんが、随時審査申請による種目の追加は可能です。

ただし、既に5種目の登録をしている場合は、追加はできません。

Q : 受付番号とは、何の番号を記入すれば良いですか。

A : 入札参加資格審査申請受付時に送付している「入札参加資格審査申請書受領書」に記載のある5桁の番号をご記入ください。（工事請負10***、測量等業務20***、物品供給等30***）